

(別紙)

○ 課徴金額の計算方法について

金融商品取引法第175条第1項に基づき、課徴金額は、

(売付価格) × (売付株数)

－ (重要事実が公表された翌日の終値) × (売付株数)

となる。

したがって、重要事実の公表翌日の平成18年7月21日の株式会社サンシティの株価の終値は、87,000円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

売付価額 4,708,800円 (注)

－ (87,000円 × 48株) = 532,800円

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、53万円

(注) 売付価額は、
$$\left\{ \begin{array}{l} 99,200 \text{円} \times 6 \text{株} \\ 99,100 \text{円} \times 4 \text{株} \\ 99,000 \text{円} \times 10 \text{株} \\ 97,400 \text{円} \times 28 \text{株} \end{array} \right\}$$
の合計額である。